

落札者決定基準

工 事 名：〇〇〇〇工事
工 事 番 号：第〇－〇号
工 事 場 所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【技術提案評価型(WTO)】 【工種(区分)】 土木設備

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点	
技術提案書(注1)	技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目	・ 維持管理費・更新費			(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計 6～48点満点
			・ その他、補償費 等				
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	・ 初期性能の持続性の向上				
			・ 強度、耐久性、安定性の向上				
			・ 供用性の向上 等				
	社会的要請の対応に関する項目	・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)					
		・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)					
		・ 特別な安全対策					
	・ 省資源対策又はリサイクル対策						
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	監理技術者・主任技術者(JVの場合は構成員全員)の技術提案の記載内容に対する理解度(ヒアリングで聞き取り)(注5)	a. 内容を理解している	0	MAX -10		小計 0点満点
b. 一部でも理解していない技術者がいる(注2)							
c. 全く理解していない技術者がいる(注3)			欠格				
加算点合計(注4)						6～48点満点	

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
- (注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は－3点、従になる配置予定技術者の場合は－1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者にならない。
但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。
なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は－3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり－1点とし、減点する。

落札者決定基準

工 事 名：〇〇〇〇工事

工 事 番 号：第〇－〇号

工 事 場 所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準

【技術提案評価型①】

【工種(区分)】

土木設備

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配点		
技術提案書（注１）	技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目 (注10)		・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等				(評価内容および配点は案件毎に決定)		小計 6～36点 満点
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注10)		・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等						
		社会的要請の対応に関する項目 (注10)		・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)						
				・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策						
	企業の施工実績等	企業の施工実績（注６）	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県土木マネジメント部発注の「土木設備工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値－65)×0.4 -3		小計 5.5点 満点		
			表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局の「土木設備工事」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(工事環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 b. ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.4点/1表彰 0.2点/1表彰 0	左記得点の合計点 Max 1.0			
					配置予定技術者の実績(ここでいう配置予定技術者は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のこととする。JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注12)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注8)(注11)(注13) 同種工事:〇〇〇工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある d. 上記a、b、cに該当しない		2 1 1 0	
		加算点合計(注9)					11.5～41.5点満点			

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
- 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- 表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたり一表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
- 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- 「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が2千3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
- 公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が2千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
- なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- 自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
- (注5) 土木設備工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・建築設備工事・下水道設備工事・水道設備工事・さく井工事・交通安全施設工事を含まない。

- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出资比例により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

落札者決定基準

工 事 名：〇〇〇〇工事

工 事 番 号：第〇－〇号

工 事 場 所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準

【企業・技術者評価型①】

【工種(区分)】

土木設備

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書（注１）	企業の施工実績等	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「土木設備工事」の工事成績評定点の平均値（過去5年間の全件数の平均値） (注2) (注3) (注4) (注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.5	
				b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.4	
				c. 60点未満	-3	
		表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局の「土木設備工事」に対する表彰 (注2) (注5)	a. ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者（工事施工者）表彰 ・優良工事等施工者（技術開発）表彰 ・優良工事等施工者（安全対策）表彰 ・優良工事等施工者（工事環境向上）表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
				b. ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者（工事施工者）表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.2点/1表彰	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		配置予定技術者の実績（ここでいう配置予定技術者は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のこととする。JVは代表者のみ採点する）又は専任補助者（現場代理人）の実績 (注7) (注11)	過去15年間の元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2) (注8) (注10) (注12) 同種工事：○○○工	a. 監理技術者（専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む）・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	小計 5.5点満点
				b. 監理技術者（専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む）・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体（奈良県を除く）が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
				c. 現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者）として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
				d. 上記a、b、cに該当しない	0	
加算点合計（注9）					5.5点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたりの表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が2千3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が2千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
- (注5) 土木設備工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・建築設備工事・下水道設備工事・水道設備工事・さく井工事・交通安全施設工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注12) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

落札者決定基準

工 事 名：〇〇〇〇工事
工 事 番 号：第〇-〇号
工 事 場 所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部
【工種(区分)】 土木設備

■落札者決定基準 【技術提案評価型②】

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点			
技術提案に係る項目		総合的なコストの縮減に関する項目 (注11)	・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等			(評価内容および配点は案件毎に決定)			
		工事事務物の性能・機能の向上に関する項目 (注11)	・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等						
		社会的要請の対応に関する項目 (注11)	・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)						
			・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策						
技術提案書(注1)	企業の施工実績(注6)	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「土木設備工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値－65)×0.4 -3	小計 6～24点満点			
		表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局の「土木設備工事」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(工事環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 b. ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.4点/1表彰 0.2点/1表彰 0			左記得点の合計点 Max 1.0	
				ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない				1 0.5 0
	配置予定技術者の実績(ここでいう配置予定技術者は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のこととする。JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注13)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注8)(注12)(注14) 同種工事:○○○工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある d. 上記a、b、cに該当しない	2 1 1 0					
			地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6) 工場製作機器:○○○○○	a. 本工事の公告日時点において、「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている本店」、又は本工事の公告日時点において、「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」がある b. 本工事の公告日時点において、「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている支店・営業所」がある c. 上記a、bに該当しない	2.5 1 0				
				社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結			a. 工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない	1 0
								加算点合計(注9)	

小計
6～24点
満点

小計
10点
満点

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている。提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたり一表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が2千3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が2千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
- (注5) 土木設備工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・建築設備工事・下水道設備工事・水道設備工事・さく井工事・交通案内施設工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出资比例により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」とは、上表に記載のすべての機器を製作する自社工場(関連会社の工場を除く。)をいう。なお、「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」で加点され落札した後、自社工場機器を製作できなかった場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注11) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注14) 専任特例1号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

落札者決定基準

工 事 名：○○○○工事
工 事 番 号：第○ー○号
工 事 場 所：○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部
【工種(区分)】 土木設備

■落札者決定基準 【企業・技術者評価型②】

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配点	
技術提案書(注1)	企業の施工実績等	企業の施工実績(注6)	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県土木マネジメント部発注の「土木設備工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.5		小計 10点満点	
					b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.4			
					c. 60点未満	-3			
		表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局の「土木設備工事」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(工事環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0			
				b. ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.2点/1表彰				
				c. 上記a、bに該当しない	0				
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1				
				b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5				
				c. 上記a、bに該当しない	0				
		配置予定技術者の実績(ここでいう配置予定技術者は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のこととする。JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注12)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注8)(注11)(注13) 同種工事:○○○工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2				
				b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1				
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1				
				d. 上記a、b、cに該当しない	0				
		地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店等の所在地及び以下の機器を製作する工場の所在地 (注10) 工場製作機器:○○○○○	a. 本工事の公告日時点において、「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加するに必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている本店」、又は本工事の公告日時点において、「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」がある	2.5				
				b. 本工事の公告日時点において、「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている支店・営業所」がある	1				
				c. 上記a、bに該当しない	0				
		社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1				
	b. 上記aに該当しない			0					
加算点合計(注9)								10点満点	

(注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。

- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり一表彰を限度として加点し、配点をを超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が2千3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が2千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
- (注5) 土木設備工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・建築設備工事・下水道設備工事・水道設備工事・さく井工事・交通安全施設工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落れた後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落れた後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」とは、上表に記載のすべての機器を製作する自社工場(関連会社の工場を除く。)をいう。なお、「奈良県内に本工事の機器を製作する工場」で加点され落れた後、自社工場に機器を製作できなかった場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。